⑵　沖縄総合事務局における港湾土木工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、沖縄総合事務局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑷　沖縄総合事務局における港湾土木工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が単体又は特定ＪＶの代表者については1,050点以上、特定ＪＶの代表者以外の構成員については950点以上であること。

⑸　本工事の施工計画が適正であること。

⑹　平成６年度以降に、次に掲げる工事を元請けとして施工した実績を有すること。（特定ＪＶの構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）

なお、当該実績が沖縄総合事務局開発建設部及び国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満のものを除く。

１）道路トンネル内部における土木工事（舗装工事は除く。）

⑺　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

なお、特定ＪＶの場合は全構成員が必ず１名以上配置しなければならない。また、配置予定技術者が、現在他の工事に従事している場合、契約締結時に当該工事に専任で配置できること。

１）１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

２）平成６年度以降に、上記⑹に掲げる工事の現場に従事した経験を有する者であること。（特定ＪＶの構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）ただし、特定ＪＶの構成員としての実績は、経験時の役職は問われない。

なお、工事の経験が沖縄総合事務局開発建設部及び国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る工事の経験である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満のものを除く。

３）配置予定監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。

４）配置予定の技術者にあっては直接的かつ恒常的な雇用関係が原則として３ヶ月以上継続してあること。

⑻　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に沖縄総合事務局長から「沖縄総合事務局の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和60年８月６日付け総会計第642号）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

⑼　上記１．⑵に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑽　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（入札説明書参照。）。

⑾　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、沖縄総合事務局発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

３　総合評価に関する事項

⑴　入札の評価に関する基準　総合評価に関する評価項目は次のとおりとし、詳細については、入札説明書による。

１）企業の基礎技術力に係る施工計画、施工実績、配置予定技術者の能力及び企業の信頼性・社会性について評価する。

２）施工体制の評価として、「品質確保の実効性」、「施工体制確保の確実性」を評価する。

⑵　総合評価の方法

１）基礎点　競争参加資格が認められた者のうち入札説明書等に記載された要求要件を実現できると認められた場合には基礎点として100点を与える。

２）加算点　企業の基礎技術力、企業の信頼性・社会性の加算点については入札説明書による。

３）施工体制評価点　入札説明書の評価基準に基づき、施工体制評価点を与える。

なお、施工体制評価点の最高点は30点（品質確保の実効性15点、施工体制確保の確実性15点）とする。

４）加算点に係る確実性の評価（見直し加算点）

加算点の内容と施工体制の審査結果は、当該施工計画が確実に実現できる程度に関連することから、企業の基礎技術力及び企業の信頼性・社会性における評価結果に施工体制評価点の割合を乗じた数値とする。（入札説明書参照）

５）総合評価　価格及び技術資料等に係わる総合評価は、予定価格の制限の範囲内の入札参加者について、１）、３）及び４）により得られる基礎点、施工体制評価点及び見直し加算点の合計を、当該入札者の入札価格で除して得た数値（以下「評価値」という。）をもって行う。

⑶　ヒアリングの実施（施工体制の審査）　入札参加者のうち、その申込みに係る価格が予決令第85条に基づく調査基準価格（入札説明書の別紙を参照のこと。）に満たない者については、どのように施工体制を構築し、それが施工内容の実現確実性の向上につながるかを審査するため、開札後速やかに、ヒアリングを実施する。また、併せて、調査基準価格を超える者についてもヒアリング（電話での確認行為）を実施する。

１）日時：平成21年９月25日

２）場所：沖縄県那覇市おもろまち２丁目１番１号　那覇第２合同庁舎２号館３階　沖縄総合事務局業務打合せ室

３）資料の提出：入札参加者のうち、その申込みに係る価格が予決令第85条に基づく調査基準価格に満たない者に対しては、ヒアリングのための追加資料の提出を求める。

４）その他：入札参加者別のヒアリングについては、追って連絡する。ヒアリングへの出席者には、配置予定技術者を必ず含め、資料の説明が可能な者をあわせ、最大で３名以内とする。

追加資料（入札説明書参照）の提出がない場合、ヒアリングに応じない場合（辞退含む）及び配置予定技術者が出席しない場合（ただし、天災、事故、病気等、特別な場合を除く。）は、入札に関する条件に違反した入札として無効とする。

⑷　落札者の決定方法　次の要件に該当する者のうち、⑵５）によって得られる評価値の最も高い者を落札者とする。なお、評価値の最も高いものが２人以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。

１）入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。

２）評価値が基礎点を予定価格で除した数値（以下「基準評価値」という。）に対して下回らないこと。

３）提出した施工計画及び入札価格に基づき、本工事を確実に実現できること。（以下「要求要件」という。）

⑸　必要に応じて技術資料のヒアリングを行う。

⑹　評価内容の担保　施工計画に記載した内容について、実際の施工に際しては受注者の責により技術提案内容を満足できない場合は工事成績評定点を減じる措置を行う。

４　入札手続等

⑴　担当部局　〒900―0006 沖縄県那覇市おもろまち２丁目１番１号　沖縄総合事務局開発建設部管理課契約第二係　電話098―866―0031（内線2528）

⑵　入札説明書等の交付期間、場所及び方法　入札説明書を電子入札システムにより交付する。（電子入札システムの調達案件一覧表中、本案件の「掲載文書一覧」欄から、ダウンロードすること。）交付期間は、平成21年６月29日から平成21年９月４日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前９時00分から午後５時15分まで。

ただし、やむ得ない事由により、書面による交付を希望する場合、上記４⑴にて交付するので、あらかじめ連絡すること。

なお、希望者には、郵送等による交付も行うので申し出ること。この場合において、送料は希望者の負担とする。